

# 名古屋外国語大学私費外国人留学生の授業料減免に関する規程

第1条 名古屋外国語大学（以下「本学」という。）に在学する私費外国人留学生（以下「留学生」という。）の経済的負担を軽減し、かつ安心して勉学に専念できるように援助するための授業料減免に関する事項については、この規程の定めるところによる。

第2条 この授業料の減免の対象となる留学生は、本学学部及び大学院の正規の課程に在学し、出入国管理及び難民認定に定める「留学」の在留資格を有する者をいう。

第3条 授業料減免の額は、学費のうち授業料の30%に相当する額とする。

第4条 授業料の減免の許可を受けようとする留学生は、毎年所定の期日までに、授業料減免申請書（以下「申請書」という。）を国際交流部に提出しなければならない。

2 留学生のうち、次の各号に該当する者は、申請書を提出することができない。

- 一 学業の成績が不良又は卒業、修了の見込みがないと認められる者
- 二 留年した者。ただし、病気その他真にやむを得ない事由により留年した者を除く。

第5条 授業料の減免の許可を受けた学生が、次の各号に該当する場合は、授業料の減免の許可を取り消す。

- 一 申請書の記載に虚偽があったことが判明した場合
- 二 学業成績が不良又は卒業、修了の見込みがないと認められる者
- 三 留学生としての身分を失った者
- 四 退学、停学又は訓告を受けた者

第6条 授業料の減免の許可を取り消された場合は、授業料の減免額を納入しなければならない。

第7条 この規程に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

- 1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 平成13年度以前の外国人留学生特別選抜試験（大学院博士後期課程については、博士後期課程入学試験）により入学した私費外国人留学生については、なお、従前の例による。
- 3 次に掲げる規程は、この規程の施行日をもって廃止する。
  - 一 名古屋外国語大学外国人留学生の授業料減免に関する規程（平成6年7月19日付施行）
  - 二 名古屋外国語大学大学院外国人留学生の授業料減免に関する規程（平成9年4月1日付施行）